

# (介護予防)小規模多機能ホームいまくまの 重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

## ◇◆ 目次 ◆◇

1. 事業者（法人）概要
2. 事業所（施設）概要
3. 事業の目的
4. 職員の職種・人数
5. 職務内容
6. 定員
7. ご利用頂ける方
8. 営業日・営業時間
9. 緊急時の対応
10. 事故発生時の対応
11. 苦情・相談の受付
12. サービスの概要
13. ご利用にあたってのお願い
14. 通常の事業実施地域
15. サービスの利用料金
16. その他のサービス料金
17. 利用料金のお支払い
18. 第三者による評価の実施状況

利用者名 \_\_\_\_\_ 様

### 1. 事業者（法人）概要

法人名称	社会福祉法人端山園
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 山内幸雄
設立日	昭和51年3月31日

### 2. 事業所（施設）概要

事業所名称	地域密着型ケアセンターいまくまの
事業名称	小規模多機能ホームいまくまの
事業所所在地	京都市東山区今熊野北日吉町 61-10
電話番号	075-744-0876（24時間連絡対応可能）
FAX	075-541-0504
管理者名	加賀爪 亮多郎
指定番号	京都市（第2690800046号）

### 3. 事業の目的

<p>地域密着型ケアセンターいまくまのの理念に基づくとともに、介護保険法の趣旨に沿い、小規模多機能型居宅介護事業として、要介護（支援）者が可能な限り、住みなれた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、通い、訪問、宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の元で、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供することを目的とする。</p>
---

### 4. 職員の職種・人数

職種	人数
管理者	1名
介護支援専門員	1名以上
介護職員・看護職員	常勤換算9.8名以上

### 5. 職務内容

職種	職務内容
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	利用者の居宅サービス計画及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成する。相談・連絡調整を行う。
介護職員	サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し適切な介護を行う。また、必要に応じて訪問介護の業務に従事する。

看護職員	利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。
------	--

## 6. 定員

登録定員	25名	1月あたり
通いサービスの定員	15名	1日あたり
宿泊サービスの定員	5名	1日あたり

## 7. ご利用頂ける方

原則として要介護認定の結果、「要支援」または「要介護」と認定された方。要介護認定をまだ受けておられない方は申請のお手伝いをいたします。

## 8. 営業日・営業時間

営業日	365日・年中無休
通いサービスの提供時間	(基本時間) 午前8時～午後8時の間で必要な時間
宿泊サービスの提供時間	(基本時間) 午後8時～翌午前8時
訪問サービスの提供時間	24時間

宿泊サービスの時間については、緊急時・必要時においては柔軟に対応します。

## 9. 緊急時の対応

利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡いたします。

【協力病院】 公益社団法人信和会 東山診療所  
医療法人社団正医会 柴田歯科医院

## 10. 事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合には、家族・主治医・京都市に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できるだけ速やかに損害賠償を行います。

事故については事業所として、事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

## 11. 苦情・相談の受付

ご利用者からの苦情・相談等に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設けています。ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

	担当者	連絡先
苦情解決責任者	加賀爪亮多郎	電話 075-744-0876
ご利用者相談窓口	浦谷小百合	FAX 075-541-0504

ご利用者 相談窓口	第三者委員・京都経営者協会 苦情処理ネットワーク [担当] 久納浩三・石垣一也・川村雅己	電話 075-361-8406
--------------	--	-----------------

《受付時間》午前9時～午後6時

※上記以外の時間においても連絡可能な体制を取っております。

以下の窓口にも申し出が可能です。

<p>○東山区役所(健康長寿推進課 高齢介護保険担当) 京都市東山区清水 5-130-8 電 話 075-561 - 9187</p> <p>○京都府国民健康保険団体連合会 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 cocon 烏丸ビル 電 話 075-354-9090</p> <p>○福祉サービス運営適正化委員会 電 話 075-252-2152</p> <p>受付時間は、原則午前9時から午後5時 ※京都府国民健康保険団体連合会は午前8時45分～午後5時15分</p>
---

## 12. サービスの概要

日常生活上の援助	移動、排せつ、着脱介助など身体の状態に応じた必要な援助を行います。
健康状態の確認	体温・脈拍・血圧などの健康チェックを行います。
機能訓練サービス	日常生活動作、身体機能の維持向上を目的とした機能訓練を行います。
送迎サービス	ご自宅から事業所まで自動車等で送迎します。
入浴サービス	身体状況に応じて適切な介助で安全に入浴していただけます。
食事サービス	委託業者の栄養士のたてるメニューと当事業所の手作りの食事を組み合わせ提供します。
宿泊サービス	事業所の宿泊室を利用し、日常生活上の援助を行います。
訪問介護サービス	ご自宅に職員が訪問し、日常生活上の必要な援助を行います。
相談、助言	日常生活の相談及び制度の紹介や手続きの相談を行います。

13. ご利用にあたってのお願い

ご都合で利用内容の変更や中止をされたい場合は、できるだけお早めにご連絡ください。なお、食事につきましては、当日午前9時までにご連絡がない場合は実費が発生します。

14. 通常の事業実施地域

京都市東山区のうち 今熊野学区・清水学区・六原学区・修道学区・貞教学区  
 ※上記区域以外の所も相談に応じます。

15. サービスの利用料金

小規模多機能ホーム いまくまの 利用料金表

- ▶ 利用者自己負担額  
 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ1か月の包括費用(定額)です。
- ▶ 自己負担額は、利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。
- ▶ 料金表の利用料金は保険給付の利用者負担(1割)です。

介護度	1ヶ月(30日)あたりの サービス利用に係る自己負担額
要支援1	3,640円
要支援2	7,356円
要介護1	11,034円
要介護2	16,216円
要介護3	23,589円
要介護4	26,035円
要介護5	28,706円

- ◆ 月途中から登録した場合や月途中で登録を終了した場合は、登録期間に応じた日割り計算をした料金となります。
- ◆ 登録日とは、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日をさします。
- ◆ 登録終了日とは、利用者と当事業所の利用契約を終了した日をさします。

**[各種加算料金(自己負担額)]**

- ▶ 自己負担額は、利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。
- ▶ 料金表の利用料金は保険給付の利用者負担(1割)です。

加算項目	自己負担額	加算内容
初期加算 (1日あたり)	32円	新規登録日から30日間および30日を越える入院後、再度登録されたときも同様

認知症加算(Ⅲ) (1月あたり)	802円	介護を必要とする認知症のご利用者 (医師の診断で認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方)
認知症加算(Ⅳ) (1月あたり)	486円	要介護2に該当し、医師の診断で認知症日常生活自立度Ⅱの方
若年性認知症受入加算 (1月あたり)	844円 ※介護予防の方は475円	40歳以上65歳未満で若年性認知症と診断された方。
訪問体制強化加算 (1月あたり)	1,055円	登録者の居宅における生活を継続するための提供体制を強化していることに伴うもので、すべての登録の方
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ)のいずれか(1月あたり)	Ⅱ・844円 Ⅰ・1,266円	Ⅱ・小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理するための体制を整えていることに伴うもので、全ての登録の方 Ⅰ・上記に加えて、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取り組みをしている場合。
看護職員配置加算(Ⅰ) (1月あたり)	950円	常勤看護師1名の配置に伴うもので、全ての登録の方
看取り連携体制加算 (1日あたり)	676円	医師より回復の見込みがないと判断され、看取り期における対応方針に同意を頂いた方。(死亡日から死亡日前30日以下まで)
科学的介護推進体制加算(1月あたり)	43円	ご利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況やその他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、また必要に応じて小規模多機能居宅介護計画を見直すなど、サービスの提供にあたってその情報を活用している場合。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数×14.6%[加算率]	

(但し、加算金額は、計算式により1円程度の誤差が生じる場合があります。)

※介護保険からの給付額に変更があった場合は変更された額に合わせて負担額を変更いたします。

※利用者が要介護認定を受けていない場合には、利用料金を一旦全額お支払い頂きます。要支援または要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

16. その他のサービス料金

食費	朝食	300円
	昼食	700円
	夕食	600円
	お弁当	700円(セット) (おかず:470円 ご飯:230円)
宿泊代	1泊	3,000円
おむつ代		実 費
おやつ代	1日	150円
レクリエーション費	内容により参加費や材料費等の費用	
コピー代	実費(一枚につき白黒10円 カラー30円)	

17. 利用料金のお支払い

サービスの利用料金、その他の費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求いたします。お支払いは金融機関の自動振替をご利用ください。

18. 第三者による評価の実施状況

事業所自己評価実施	令和5年9月19日・令和5年9月21日 令和5年9月28日
運営推進会議への報告・評価	令和5年11月9日・令和6年1月11日
運営推進会議にて評価結果の公表	令和6年3月14日 事業所内にて評価結果の閲覧

付則

平成31年4月1日改定  
 令和元年10月1日改定  
 令和2年4月1日改定  
 令和3年4月1日改定  
 令和4年4月1日改定  
 令和4年10月1日改定  
 令和5年4月1日改定  
 令和6年4月1日改定  
 令和6年6月1日改定

